特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
50	特定健康診査及び特定保健指導の実施に関する事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

岩国市は、特定健康診査及び特定保健指導の実施に関する事務における 特定個人情報ファイルの取扱いに当たり、特定個人情報ファイルの取扱い が個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、 特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるた め、適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

評価実施機関名

山口県岩国市長

公表日

令和7年6月27日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを	を取り扱う事務					
①事務の名称	特定健康診査及び特定保健指導の実施に関する事務					
②事務の概要	高齢者の医療の確保に関する法律(昭和57年法律第80号)に基づき、厚生労働省で定めるところにより、岩国市は、特定健康診査等実施計画に基づき、40歳以上の国民健康保険加入者に対し、特定健康診査及び特定保健指導を実施することにより、生活習慣病の発生リスクが高い対象者を早期に発見し、生活習慣の改善により発症と重症度の抑止を図り、医療費の適正化に資する。 ①特定健康診査の実施に関する事務 ②特定健康診査の記録の管理に関する事務 ③特定保健指導実施に関する事務 ④特定保健指導の記録の管理に関する事務					
③システムの名称	保健福祉総合システム					
2. 特定個人情報ファイル:	2					
特定健康診査等情報ファイル						
3. 個人番号の利用						
法令上の根拠	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号)第 9条第1項 別表44の項 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表の主務省令で定める 事務を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第5号)第24条第7号					
4. 情報提供ネットワークシ	マステムによる情報連携					
①実施の有無	<選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定					
②法令上の根拠						
5. 評価実施機関における						
①部署	健康推進課					
②所属長の役職名	健康推進課長					
6. 他の評価実施機関						
7. 特定個人情報の開示・	訂正-利用停止請求					
請求先	〒740-8585 山口県岩国市今津町一丁目14番51号 岩国市 総務部 総務課 TEL:0827-29-5031					
8. 特定個人情報ファイル(の取扱いに関する問合せ					
連絡先	〒740-0021 山口県岩国市室の木町三丁目1番11号 岩国市 健康医療部 健康推進課 TEL:0827-24-3751					
9. 規則第9条第2項の適	用 []適用した					
適用した理由						

Ⅱ しきい値判断項目

1. 対象人数							
評価対象の事務の対象人数は何人か		[1万人以上10万人未満]		i]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上		
	いつ時点の計数か	令和	17年4月1日 時点				
2. 取扱者	数						
特定個人情報	報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]]	<選択肢> 1)500人以上 2)500人未満		
	いつ時点の計数か	令和	17年4月1日 時点				
3. 重大事	3. 重大事故						
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人 情報に関する重大事故が発生したか		[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし		

Ⅲ しきい値判断結果

しきい値判断結果	
	基礎項目評価の実施が義務付けられる

Ⅳ リスク対策

1. 提出する特定個人情報	保護評価書の種類		
] ぞれ重点項目評価語	<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書
2. 特定個人情報の入手(†	情報提供ネットワークシ	ィステムを通じたえ	
目的外の入手が行われるリス クへの対策は十分か	[十分である	1	<選択肢> 1)特に力を入れている 2)十分である 3)課題が残されている
3. 特定個人情報の使用			
目的を超えた紐付け、事務に 必要のない情報との紐付けが 行われるリスクへの対策は十 分か	[十分である	J	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アク セス権限のない職員等)によっ て不正に使用されるリスクへ の対策は十分か	[十分である	1	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの	の取扱いの委託		[〇]委託しない
委託先における不正な使用 等のリスクへの対策は十分か	Γ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転	云(委託や情報提供ネット	ワークシステムを通	配じた提供を除く。) [〇]提供・移転しない
不正な提供・移転が行われる リスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1)特に力を入れている 2)十分である 3)課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシ	ステムとの接続		[〇]接続しない(入手) [〇]接続しない(提供)
目的外の入手が行われるリス クへの対策は十分か	[1	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスク への対策は十分か	[1	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

7. 特定個人情報の保管・消去							
特定個人情報の漏えい・滅 失・毀損リスクへの対策は十 分か	[十分である	1	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている				
8. 人手を介在させる作業	8. 人手を介在させる作業 []人手を介在させる作業はない						
人為的ミスが発生するリスク への対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている				
判断の根拠			が介在するが、いずれの局面においても複数人での確認を行う リスクへの対策は十分であると考えられる。				

9. 監査				
実施の有無	[〇] 自己点検	[〇] 内部監査	[] 外部監査	
10. 従業者に対する教育・	啓発			
従業者に対する教育・啓発	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない	
11. 最も優先度が高いと考	えられる対策	[]全	項目評価又は重点項目評価を実施する	อ
最も優先度が高いと考えられ る対策	3) 権限のない者によって 4) 委託先における不正な 5) 不正な提供・移転が行 6) 情報提供ネットワークシ	れるリスクへの対策 事務に必要のない情報 不正に使用されるリスク で用等のリスクへの対策で われるリスクへの対策で システムを通じて目的が システムを通じて不正な い・滅失・毀損リスクへの	策 委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除い の入手が行われるリスクへの対策 提供が行われるリスクへの対策]
当該対策は十分か【再掲】	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている	
判断の根拠			な項目のみ入力できる仕様としているほか、 了することができない仕組みとなっている。	作業者

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成28年3月31日	3. 個人番号の利用 法令上 の根拠	第27号。)第9条第2項及び(仮称)岩国市行政 手続における特定の個人を識別するための番	行政手続における特定の個人を識別するため の番号の利用等に関する法律(平成25年法律 第27号。以下「番号法」という。)第9条第1項 別表第一の30の項 別表第一主務省令第24条 第7号	事後	
平成28年3月31日	4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	番号法第19条第14項及び番号条例		事後	
	II しきい値判断項目 1.対象人数 いつ時点の計数か	平成27年4月1日 時点	平成28年4月1日 時点	事後	しきい値調査の実施による変 更
平成28年6月30日	II しきい値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	平成27年4月1日 時点	平成28年4月1日 時点	事後	しきい値調査の実施による変 更
平成29年3月31日	I 関連情報 5. 評価実施機関における担 当部署 ②所属長	健康推進課長 佐上和子	健康推進課長 西川美智江	事後	
	II しきい値判断項目 1.対象人数 いつ時点の計数か	平成28年4月1日 時点	平成29年4月1日 時点	事後	しきい値調査の実施による変 更
	II しきい値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	平成28年4月1日 時点	平成29年4月1日 時点	事後	しきい値調査の実施による変 更
平成30年3月30日	II しきい値判断項目 1.対象人数 いつ時点の計数か	平成29年4月1日 時点	平成30年4月1日 時点	事後	しきい値調査の実施による変 更
平成30年3月30日	II しきい値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	平成29年4月1日 時点	平成30年4月1日 時点	事後	しきい値調査の実施による変 更

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成31年3月29日	I 関連情報 3. 個人番号の利用	別表第一主務省令第24号第7号	別表第一30の項 主務省令第24号第7号	事後	見直しによる修正
平成31年3月29日	I 関連情報 5. 評価実施機関における担 当部署 ②所属長の役職名	健康推進課長 西川美智江	健康推進課長	事後	様式の変更によるもの
平成31年3月29日	Ⅳ リスク対策		Ⅳリスク対策の追加記載	事後	様式の変更によるもの
令和1年6月28日	I 関連情報 3. 個人番号の利用 法令上の根拠	行政手続における特定の個人を識別するため の番号の利用等に関する法律(平成25年法律 第27号。以下「番号法」という。)第9条第1項 別 表第一30の項 主務省令第24条第7号	行政手続における特定の個人を識別するため の番号の利用等に関する法律(平成25年法律 第27号)第9条第1項 別表第一の30の項 行政手続における特定の個人を識別するため の番号の利用等に関する法律別表第一の主務 省令で定める事務を定める命令(平成26年内 閣府・総務省令第5号)第24条第7号	事後	記載内容の見直しによるもの
令和1年6月28日	II しきい値判断項目 1.対象人数 いつ時点の計数か	平成30年4月1日 時点	平成31年4月1日 時点	事後	しきい値調査の実施による変 更
令和1年6月28日	Ⅱ しきい値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	平成30年4月1日 時点	平成31年4月1日 時点	事後	しきい値調査の実施による変 更
令和2年6月28日	Ⅱ しきい値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	平成31年4月1日 時点	令和2年4月1日 時点	事後	しきい値調査の実施による変 更
令和3年9月1日	Ⅱ しきい値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	令和2年4月1日 時点	令和3年4月1日 時点	事後	しきい値調査の実施による変 更
令和3年9月1日	表紙 評価書名	特定健診及び特定保健指導の実施に関する事 務 基礎項目評価書	特定健康診査及び特定保健指導の実施に関す る事務 基礎項目評価書	事後	記載誤りによるもの

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和4年7月29日	Ⅱ しきい値判断項目 いつ時点の計数か	令和3年4月1日 時点	令和4年4月1日 時点	事後	しきい値調査の実施による変 更
	I 関連情報 8. 特定個人情報ファイルの取 扱いに関する問合せ	岩国市 健康福祉部 健康推進課	岩国市 健康医療部 健康推進課	事後	組織見直しによる変更
令和5年7月28日	Ⅱ しきい値判断項目 いつ時点の計数か	令和4年4月1日 時点	令和5年4月1日 時点	事後	しきい値調査の実施による変 更
令和6年12月26日	3.1個人番写の利用 法予上	の番号の利用等に関する法律(平成25年法律 第27号)第9条第1項 別表第一の30の項 行政手続における特定の個人を識別するため の番号の利用等に関する法律別表第一の主務	行政手続における特定の個人を識別するため の番号の利用等に関する法律(平成25年法律 第27号)第9条第1項 別表44の項 行政手続における特定の個人を識別するため の番号の利用等に関する法律別表の主務省令 で定める事務を定める命令(平成26年内閣府・ 総務省令第5号)第24条第7号	事後	番号法の改正に伴うもの
	Ⅱ しきい値判断項目 1.対象人数 いつ時点の計数か	令和5年4月1日 時点	令和6年4月1日 時点	事後	しきい値調査の実施による変 更
	Ⅱ しきい値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	令和5年4月1日 時点	令和6年4月1日 時点	事後	しきい値調査の実施による変 更
令和6年12月26日	Ⅳ リスク対策 8. 人手を介在させる作業		Ⅳリスク対策の追加記載	事後	様式の変更によるもの
	IV リスク対策 11. 最も優先度が高いと考え られる対策		Ⅳリスク対策の追加記載	事後	様式の変更によるもの
	Ⅱ しきい値判断項目 1.対象人数 いつ時点の計数か	令和6年4月1日 時点	令和7年4月1日 時点	事後	しきい値調査の実施による変 更

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
	Ⅱ しきい値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	令和6年4月1日 時点	令和7年4月1日 時点		しきい値調査の実施による変 更